

薬生発0207第1号
令和5年2月7日

事業実施者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

令和5年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業
の実施について

標記事業について、別紙「令和5年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

令和5年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱

第1 目的

医療現場における薬剤師の業務については、近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、臨床での実践的な対応が必要であることから、薬剤師免許取得後に医療機関等における実地研修（以下「卒後研修」という。）の充実が求められている。厚生労働行政推進調査事業費補助金「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究」（研究代表者：山田清文 名古屋大学医学部附属病院教授（令和1～3年度））（以下「調査研究」という。）による成果も踏まえ、「令和4年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」（以下「令和4年度事業」という。）において全国的に用いられる共通カリキュラムに関する検討が行われてきたところであるが、研修実施施設の質の確保（研修指導者、実施体制を含む施設要件、評価体制など）や卒後研修の効果検証のための方策については課題としてあげられている。

このことから、共通カリキュラムを用いた卒後研修を実施するにあたって、その質を担保するための施設要件、評価体制等を確立するとともに卒後研修の中長期的な効果検証のための体制を整備することを目的とする。

第2 事業実施者

本事業の実施者は以下の全ての要件を満たす法人とする。なお、事業実施者は事業の一部を再委託することができる。

- (1) 公益法人又は公益性を有する活動を実施しているものとして認められる法人であること。
- (2) 本事業を適切に実施できる能力を有する法人であること。
- (3) 本事業の実施及び運営について、幅広い知見と経験を有していること。
- (4) 医療や薬学教育（卒後臨床研修を含む）について、幅広い知見と経験を有していること。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

(1) 事業の実施体制

事業実施者である法人が中心となり、上記第1の目的及び下記(2)～(4)を踏まえ、卒後研修の効果的な実施のための調査検討について具体的な実施内容を含む実施計画書(任意様式)を策定し、計画に沿って本事業を実施すること。

(2) 卒後研修の実施

令和4年度事業で策定された卒後研修の実施のためのガイドライン(仮)に基づき、薬剤師免許取得後の薬剤師を対象に医療機関を中心とした卒後研修を実施し、下記(3)(4)の検討を行うこと。

卒後研修の実施にあたっては、各地域の薬剤師会・病院薬剤師会等の関係団体とも協力しながら実施すること。

(3) 卒後研修の施設要件、評価体制に関する検討

共通カリキュラムを用いた卒後研修の一定の質を担保するため、これまでのモデル事業の実施結果も踏まえ、研修指導者や実施体制を含めた施設要件案を検討し、これを元にした実施施設の相互チェック、第三者評価等の外部評価を行い、それらの結果も踏まえ施設要件を策定すること。施設要件の策定にあたっては、継続的な施設評価、施設認定等の体制整備についての検討も含めること。

また、希望する研修施設の地域性等の偏りも考慮し、施設毎の定員の考え方、研修者と研修施設とのマッチングを行う体制についても整理を行うこと。

(4) 卒後研修の中長期的な効果検証体制に関する検討

卒後研修の導入による、研修修了生の臨床能力や患者の薬学的管理の質的向上への効果を検証するため、研修修了生のフォロー体制を整備すること。具体的には修了者の活動内容(学会発表、専門認定資格の取得、管理者としての任務など)について中長期的に追跡・集約できる体制を整備すること。また、これまでの事業や薬剤師レジデント制度を導入している医療

機関の知見等も踏まえ、どのような効果があるのか分析、評価すること。

(5) 最終報告書の作成及び実施成果等の情報発信

本事業の実施後、事業の実施計画書及び実施結果、並びに上記(3)(4)の検討内容を含む最終報告書(任意様式)を作成すること。

さらに、事業の実施成果等について、以下のような方法で情報発信を行うこと。情報発信の時期については、令和6年度以降となっても差し支えないが、その際は、実施する情報発信の内容を報告書に記載すること。

- ・ 報告書のホームページへの掲載等による情報発信
- ・ 地域の薬剤師会等の研修会での発表、広報誌への掲載
- ・ 医学薬学等に関する学会における発表や学术论文の投稿

2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこと。

(1) 卒後研修の実施にあたっては、8つの地域ブロック(北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州沖縄)からそれぞれ1か所以上の医療機関等を選定すること。なお、各地域の研修生は複数名ずつ確保することが望ましい。

(2) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

第4 その他の事務手続きについて

1 上記第3 1 (1) で作成した実施計画書については、令和5年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)で定める事業計画書に添付すること。

2 上記第3 1 (5) で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。

3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生

局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日までの日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、令和5年2月7日より適用する。

(別添)